

クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会 設置要領

1. 趣旨

クビアカツヤカミキリは、ウメやモモ等の果樹を加害し枯死させる東アジア原産の害虫であり、繁殖力が高いことや若齢幼虫のフラスの排出が少なく早期発見が困難であること等の理由から防除が困難となっている。

また、果樹等園地の他にも街路樹や公園等の寄主植物でも発生・増殖するため、地域全体で本虫への対策を講じる必要がある。

加えて、関東圏及び近畿圏を中心に本虫の分布が広域化し、1つの発生都道府県のみでの対応では侵入防止や分布拡大の抑制が困難な状況となっている。

このため、本虫に係る生態、防除技術及び防除の優良事例等を有識者、関係省庁及び都道府県で共有・検討を行うとともに、広域かつ包括的な検討体制の構築を推進するため、クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 検討会で扱う内容

1に定める趣旨に資するため、

- (1) クビアカツヤカミキリに係る知見収集及びその防除に係る技術開発について
- (2) 各地域ブロックで行う防除について
- (3) 地域ブロック内の果樹産地等の各地域で行う防除について
- (4) 都道府県が関係予算を活用して実施するクビアカツヤカミキリの防除対策等に係る実証計画の評価・検証及び当該実証計画とその他実証計画との調整・連携について
- (5) 各省庁におけるクビアカツヤカミキリに対する取組について
- (6) その他クビアカツヤカミキリの防除に必要な事項についての共有・検討を行う。

3. 検討会の組織

- (1) 検討会は、別紙1に掲げる構成員をもって構成する。
- (2) 検討会の他に、各地域ブロック内における実証の成果や本虫に関する情報共有を図るため別紙2に基づき地域分科会を設置する。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会は、原則非公開とする。
- (2) 会議資料及び議事概要は、出席者の了解を得た上で農林水産省ウェブサイト公表することとする。
- (3) 検討会が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

5. その他

- (1) 検討会の運営は、消費・安全局植物防疫課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会の了承を得て定める。

クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会 構成員名簿

1. 有識者（五十音順、敬称略）

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 果樹茶業研究部門
上地 奈美 （博士・農学）

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
加賀谷 悦子 （博士・農学）

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
砂村 栄力 （博士・農学）

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 植物防疫研究部門
辻井 直 （博士・学術）

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 植物防疫研究部門
安居 拓恵 （博士・農学）

2. 都道府県

実証を実施する都道府県等

3. 関係機関

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課

環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室

林野庁 森林整備部 研究指導課

クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会における地域分科会の設置について

1. 趣旨

クビアカツヤカミキリは、①果樹等園地の他にも街路樹や公園等の寄主植物でも発生・増殖すること、②分散能力を踏まえると、発生が確認された地域だけでなく発生が確認されていない地域においても侵入を警戒する必要があること、③地域の実情に合った防除体系の構築が必要であること等から、地域全体かつ関係機関が一体となり、本虫への対策を講じる必要がある。

このため、クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会の下、地域ブロックで包括的に取り組む防除対策等に係る実証の評価・検証等について共有・検討を行うとともに、その防除対策の実施体制を構築するため、地域分科会を設置する。

2. 地域分科会の組織

(1) 地域分科会として、以下の分科会を設置する。

関東圏域分科会

東海圏域分科会

近畿圏域分科会

(2) 関東圏域分科会にあつては関東農政局、東海圏域分科会にあつては東海農政局、近畿圏域分科会にあつては中国四国農政局の協力の下、近畿農政局が、それぞれ開催する。

(3) 地域分科会の構成員は、当該地域分科会を開催する地方農政局、当該地方農政局の管轄に属する都道府県及び地方環境局とする。

(4) 地方農政局は、構成員のほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見の表明や説明を求めることができる。

3. 地域分科会の運営

(1) 地域分科会は、原則非公開とする。

(2) 地域分科会で検討した事項については、クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会に報告する。

(3) 会議資料及び議事概要は、出席者の了解を得た上で農林水産省ウェブサイト公表することができる。

(4) 地域分科会が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

4. その他

(1) 地域分科会の運営は、都道府県を管轄する地方農政局において行う。

- (2) この要領に定めるもののほか、地域分科会の運営に関し必要な事項は、地域分科会の承認を得て定める。